

# 令和6年度 税制改正 所得税関係について

## 個人所得課税

今回の個人所得課税の改正について多くの改正が実施されておりますが、多くの方に影響がある改正や改正見込みのものに絞り解説をさせていただきます。

### 所得税・個人住民税の定額減税(新設)

#### ①内容

所得税	居住者の令和6年分の所得税から特別控除額が控除される。
個人住民税	納税義務者の令和6年分の所得割額から特別控除額が控除される。 ※所得制限: 所得税は令和6年分、個人住民税は令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

#### ②特別控除額

所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人 3万円</li> <li>●同一生計配偶者及び扶養親族(居住者に限る)1人につき 3万円</li> </ul>
個人住民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人 1万円</li> <li>●控除対象配偶者及び扶養親族(国外居住者を除く)1人につき 1万円</li> </ul>

#### ③特別控除の実施方法

① 給与所得者	所得税	令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等(賞与を含む)に係る源泉徴収税額から特別控除額を控除する。
	個人住民税	令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。
② 公的年金等受給者	所得税	令和6年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る源泉徴収税額から特別控除額を控除する。
	個人住民税	令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る特別徴収税額から特別控除額を控除する。
③ 事業所得者	所得税	令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る特別控除額を控除する。
	個人住民税	令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除額を控除する。

※なお、控除しきれない金額については、その後の支給等のタイミングで順次控除する。  
また、同一生計配偶者等の変動により特別控除額が変わる場合は、年末調整あるいは確定申告で調整する。

### 令和7年度改正見込みのもの

#### ● 扶養控除の見直し

児童手当について所得制限が撤廃され、支給期間についても高校生年代まで延長されることとなることにより、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、16歳から18歳までの扶養控除について以下の通り縮小が検討されています。

① 扶養控除額	0~15歳	なし	
	16~18歳	所得税	改正前 38万円 ▶ 25万円
		住民税	改正前 33万円 ▶ 12万円
19~22歳	所得税	63万円	
	住民税	63万円	

② 適用時期	所得税	令和8年分以降分について適用見込み
	個人住民税	令和9年度分以降分について適用見込み

#### ● ひとり親控除の見直し

ひとり親控除については、以下の通り、所得要件を緩和し、控除額を引き上げることが検討されています。

① 所得要件	合計所得金額 改正前500万円以下 ▶ 1000万円以下
--------	------------------------------

② 控除額	所得税	改正前 35万円 ▶ 38万円
	住民税	改正前 30万円 ▶ 33万円

#### ● 生命保険料控除の見直し

生命保険料控除においては、子育て支援税制の一環として、控除額の見直しが検討されています。

以上、今回の改正、改正見込みで多くの方に影響を及ぼすところを解説させて頂きました。ニュース等でご存知の方も多くいらっしゃる、従業員さん等からご質問があるかもしれません。何かご不明な点がございましたらご担当者までお気軽にお問い合わせください。



# 住宅ローン控除・リフォーム 所得税

## 住宅ローン控除(子育て世帯等に対する控除の拡充等)

### 【対象となる条件は?】

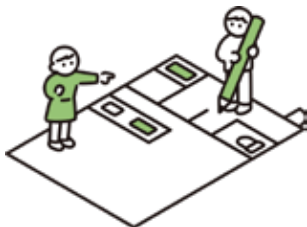
#### ① 子育て特例対象個人であること

※子育て特例対象個人とは、夫婦のいずれかが40歳未満の個人または19歳未満の扶養親族を有する個人のことをいいます。

#### ② 認定住宅等の新築等をして、2024年(令和6)年中に入居する。

※認定住宅等とは、認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅など一定の水準を満たしたものです

この①②を両方とも満たしたときのみ控除対象借入限度額の上乗せがあります。



### 2024(令和6)年 入居時期

		2024(令和6)年 入居時期
控除対象借入限度額	認定住宅	4,500万円 子育て特例対象個人5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円 子育て特例対象個人4,500万円
	省エネ基準適合住宅	3,000万円 子育て特例対象個人4,000万円
	一般住宅	0円 令和5年までに建築確認を受けた 新築住宅は2,000万円

※子育て特例個人であっても、中古物件を取得した場合には、控除対象借入限度額の上乗せはなく、認定住宅等の場合は3,000万円、一般住宅の場合は2,000万円となります。

## 既存住宅等のリフォームに係る特例(子育て世帯特例の新設)の拡充・延長

### 【どのような内容?】

子育て特例対象個人が、一定の子育て対応改修工事をした場合に所得税額の特別控除の適用対象となる。

※一定の子育て対応改修工事には定めがあります。

### 【対象となる条件は?】

#### ① 子育て特例対象個人であること

#### ② その年分の合計所得金額が2,000万円以下である個人

### 【控除の金額は?】

標準的な工事費用相当額(限度額250万円)×10%